

令和5年度富津市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和5年5月1日 作成

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ることに關し必要な事項を定めるものとする。

2 適用範囲

この方針は、市すべての組織に適用するものとする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)
に基づく事業所等
 - ア 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号。）に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法施行令に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（①から③の全てを満たすもの）
 - ① 障害者の雇用者数が5人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

- ア 在宅就業障害者
- イ 在宅就業支援団体

4 調達目標

物品等の種別毎に、前年度の実績を上回ることを目標とする。

5 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等から調達可能な物品等の情報を収集し、各部署にこの情報を提供するとともに、物品等を優先的に調達するよう依頼する。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号。）第 21 条の 14 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を積極的に活用するとともに、富津市財務規則（平成 8 年規則第 23 号。）第 137 条に規定する額を超えない物品等の調達については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 1 号の規定による随意契約により障害者就労施設等から優先的に調達するよう努めるものとする。

6 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を作成したときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については会計年度終了後、市ホームページ等により公表する。

7 事務

この方針の作成等の事務は、健康福祉部障がい福祉課において行う。